

会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、オフロ保安庁（以下「当団体」）と、オフロ保安庁個人会員・賛助会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。オフロ保安庁事務局（以下「当団体事務局」）では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条（会員規約の適用）

当団体は、会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営を行います。また、当団体が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

当団体は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当団体のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当団体が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条（用語の定義）

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 会員とは、当団体会員の総称です。
- 書面とは、当団体が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。
また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当団体事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 入会申込等

第4条（入会申込）

当団体への入会を申し込みする方は、当団体が別に定める会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当団体事務局に提出することとします。

第5条（入会申込の拒絶等）

当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- その他、前各項に準ずる場合で、当団体が入会を適当でないと判断した場合

第6条（会員の種類・入会金・会費・資格・特典）

1. 会員の種類、入会金、会費、対象は、次の各号の通りです。

- 個人会員（認定隊員） 入会金 0 円、会費 0 円

対象：公衆浴場営業許可を有する温浴施設の経営、運営に従事し、本団体の趣旨に賛同する個人のうち、実務上特筆すべき実績があると事務局と判断した者

- 個人会員（一般隊員） 入会金 0 円、会費 0 円

対象：公衆浴場営業許可を有する温浴施設の経営、運営に従事する正社員かつ本団体の趣旨に賛同する個人

- 個人会員（諮問委員） 入会金 0 円、会費 0 円

対象：賛助会員に登録のある法人、団体に所属する個人

- 賛助会員 入会金 33,000 円、年会費 66,000 円

対象：公衆浴場営業許可を有する温浴施設との取引実績を有し、本団体の趣旨に賛同し諸事業を賛助する法人または団体

2. 個人会員の入会資格は次の要件を満たすものとします。

- (1) 温浴施設の安全管理・衛生管理等に関する正しい知識の普及に寄与する目的を有していること。
 - (2) 健全な店舗運営の発展に適切な情報を会員相互で共有すること。
 - (3) 個人会員名簿に基づく賛助会員からの営業活動に応じること。
3. 賛助会員の入会資格は以下の要件を満たすものとします。
- (1) 温浴施設の安全管理・衛生管理等に関する正しい知識の普及に寄与する目的を有していること
 - (2) 健全な店舗運営の発展に適切な助言ができること
 - (3) 担当者1名以上を個人会員として登録すること
4. 会員は以下の特典を得るものとします。
- (1) 本団体から情報の提供を受けることができる
 - (2) 本団体が主催する行事の案内を受け、参加することができる
 - (3) 本団体が運営する会員制コミュニティサイトに参加することができる
 - (4) 本団体の個人会員または賛助会員である旨を表示することができる
 - (5) 個人会員は賛助会員からの情報を受け取ることができる
 - (6) 賛助会員は個人会員名簿の支給を受け、営業活動に使用することができる

第7条（入会金・年会費の免除）

当団体は、次の各号に該当する場合、入会金および年会費を免除します。

- (1) 賛助会員のうち一般社団法人ニッポンおふろ元気プロジェクトの役員に就任している者が代表を務める法人および団体
- (2) その他、当団体が適当と判断した場合

第8条（会員資格有効期限）

会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- (1) 会員資格有効期限は、個人会員については入会手続きが完了した日から退会の要件を満たす日まで年単位で自動更新とします。賛助会員については会費の決済が行われた月から当事業年度の3月末日までとします。
- (2) 賛助会員の会員資格有効期限の起算日は、当団体が入会を承認し、会費の支払われた月とします。また初年度は入会した月から当事業年度の3月までの月割りによりその年の会費を決定します。
- (3) 賛助会員が会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当団体所定の方法にて入金するものとし、入金を確認され次第、有効期限が満了日より1年間延長されるものとします。
- (4) 有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から3ヶ月を経過するまでの間に次年度の会費を入金することにより、満了日より1年間の継続ができます。尚、有効期限満了日から3ヶ月を経過後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

第9条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当団体事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当団体からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当団体はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

第10条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 3ヶ月以上会費を滞納したとき
- (5) 事務局からの連絡に応じないとき

第11条 (退会)

退会しようとする場合は、退会届を当団体事務局に届け出て退会することができます。

第12条 (会員資格の停止・解除)

当団体は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当団体、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当団体、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当団体、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当団体が会員として不相当と判断した場合

第13条 (抛出金品の不返還)

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第14条 (措置)

会員資格有効期限が過ぎ、当団体からの通知のあとも、当団体が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当団体に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員番号の発行等

第15条 (会員番号の発行)

1. 当協会は、会員に対し、会員番号を発行します。
2. 会員番号の有効期限は、第8条で定める会員資格有効期限までとします。
3. 当団体の活動、事業に参加する場合は会員番号を提示してください。
4. 会員番号及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
5. 会員番号を紛失した場合は、速やかに当協会事務局に届け出たうえで、再発行の手続きをしてください。
6. 会員番号は、当該会員が会員ではなくなった場合、当協会にて抹消するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

第16条 (商号及び商標等の利用)

当団体が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、事前の書面による当団体の承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

第17条 (禁止行為)

1. 会員は無断で当団体の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。
2. その他、団体の目的を理解し、第12条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第9章 情報管理

第18条 (個人情報の保護)

1. 事務局が提供する賛助会員の営業活動に必要な会員個人情報は、取り扱いに十分注意の上、その営業活動の範囲内において相互に使用することができます。
2. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
3. 当団体は、当団体が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当団体が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第10章 知的財産

第19条 (知的財産の帰属)

当団体が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当団体に帰属します。

第20条 (知的財産の保護)

当団体が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

第21条 (損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当団体が損害を受けた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償することとします。

第22条 (免責)

当団体は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第18条第2項に定める場合および当団体の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

第23条 (残存条項)

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第14条、第17条から第22条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

第24条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第25条 (裁判管轄)

当団体および会員は、当団体と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第26条 (規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当団体が定めるものとします。

附則

この規約は 令和5年4月1日より施行する。

附則（令和6年2月1日）

この規約の変更は、令和6年4月1日から施行する。